

労務 ROAD

■脳・心臓疾患の労災認定基準の改正概要について

◇改正の背景（令和3年9月15日 施行）

業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等については、平成13年12月に改正した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」に基づき労災認定を行っていたが、改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」において検証等が行われ、令和3年7月16日に報告書が取りまとめられたことを受けて、認定基準の改正が行われました。

改正のポイント

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- 発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を 超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- 月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- 発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- 拘束時間が長い勤務
- 出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないが
これに近い時間外労働
+
一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

- 勤務間インターバルが短い勤務
- 身体的負荷を伴う業務 など

評価対象として追加

長期間の過重業務短期間の過重業務・異常な出来事

■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

●対象疾病：認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加

【厚生労働省より】

■統計からみた我が国の高齢者

◇総務省より統計からみた65歳以上の高齢者のすがたについて取りまとめられた資料が発表されました。

今回は、高齢者の就業率の推移についてピックアップしてご案内させていただきます。その他の項目につきましては、下記URLよりご覧いただくことが可能です。

(URL：<https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics126.pdf>)

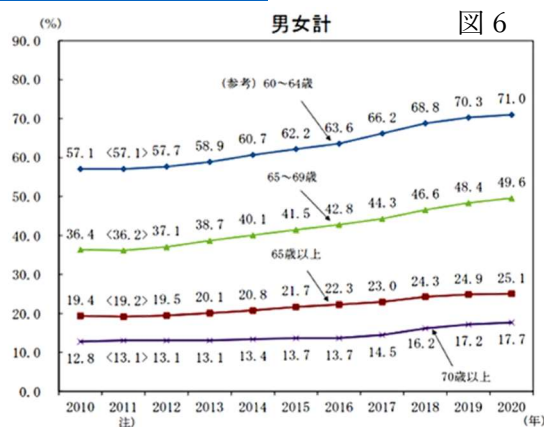
- 2020年の高齢者の就業率(※3)は25.1%となり9年連続で前年に比べ上昇しています。
- 年齢階級別(※4)にみると、65～69歳は9年連続で上昇し2020年に49.6%となり、70歳以上は4年連続で上昇し2020年に17.7%となっています。
- 男女別にみると、男性が34.2%、女性が18.0%と、いずれも9年連続で前年に比べ上昇しています。
- このうち65～69歳の就業率をみると、男性は2014年に50%を超え、2020年は60.0%となっています。

一方、女性は2014年に30%を超え、2020年は39.9%となっています。(図6)

(※3) 高齢者の就業率は、65歳以上人口に占める就業者の割合

(※4) 年齢階級別就業率は、各年齢階級の人口に占める就業者の割合

【総務省統計局より】



VOL. 768

(2110—1)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

まだ暑いですが日差しが柔らかくなり、秋の雰囲気になってきました。

秋は一番好きな季節です。暖かく涼しく、冬に向かって引き締まっていく感じが良いです。春も好きですが、花粉症でなんとも。秋は縁側・七輪・ビールのイメージなのですが実際見たことないです。TVの刷り込みなのでしょう。か。

(濱谷)



10月 労務スケジュール

- 9月分の社会保険料納付
- 7～9月分の労働者死傷病報告の提出
- 年次有給休暇取得促進期間